

郡山市まちづくり活動保険 Q&A

Q1 どのような市民活動が対象になりますか？

市内に活動拠点を置く市民活動団体（町内会、NPO・ボランティア団体など）が無償で行う自発的かつ計画的な公益性のある活動が対象となります。

Q2 どういったものが、公益活動の対象になりますか？

地域の防犯パトロールや清掃活動、町内のスポーツ・レクリエーション活動などが対象になります。

なお、例えば、講座の参加者やスポーツ大会の観覧者など、サービスの受益対象者（利用者）は対象になりません。

Q3 町内会で運動会を開催した際に、テントが倒れてたくさんの方がケガをしてしまいました。見物に来た人も傷害補償の対象になりますか？

町内会活動として開催に携わる自治会員や役員は対象になりますが、**観覧者、応援者は対象外**となります。ただし、事故の状況によっては、損害賠償の対象になる場合があります。

※運動会の競技中にケガをした参加者は、傷害補償の対象になります。

Q4 事故があった際の手続きは、どうすればいいですか？

活動団体の代表者に相談をし、事故報告書の提出をしてもらってください。市ではその事故報告書をもって、補償制度に該当するかどうかを判断します。

Q5 保険料や事前の手続きは必要ですか？

保険料の負担や事前の手続きは不要です。

Q6 この制度があれば、市民活動団体で保険に加入する必要はなくなりますか？

補償の対象者は、公益活動に参加した人のみとなるため、補償範囲が限られます。

市民活動団体の保険加入については、必要に応じて判断をしてください。

Q7 公益活動を行うための目的地へ向かう途中、自転車で転んでケガをしてしまいました。このような場合は、対象になりますか？

対象になります。ただし、**通常の往復経路とは異なる経路**（途中でスーパーに立ち寄ったり、休憩のために喫茶店に寄りたりした場合など）**での事故は対象外**になります。一旦通常の経路を離れた場合は、その後の経路も対象になりませんのでご注意ください。

Q8 公益活動中にケガをした自治会員が、個人又は自治会で傷害保険にも加入していました。どちらからも保険金がもらえますか？

両方から受け取ることができます。加入している保険会社の支給条件を確認してください。

Q9 公益活動中にケガをさせた自治会員が、個人又は自治会で賠償責任保険にも加入していました。どちらからも保険金がもらえますか？

第三者に損害を与えた場合の損害賠償補償と賠償責任保険については、**両方から受け取ることはできません**。損害を受けた人が損害以上に賠償されてしまうため、按分して支給されます。

Q10 市民活動団体が交通安全教室を開催するため、体育館の扉に鍵を挿し込んで回したところ、鍵が折れてしまいました。鍵の修繕費用は対象になりますか？

事前に経年劣化が進んでいたと考えられるため、対象外となります。

Q11 小学校のグラウンドで開催した町内会のソフトボール大会で、学校の窓ガラスを割ってしまいました。賠償責任補償の対象となりますか？

ホームラン・ファウル等は、ゲームの中で当然に発生するものであり、**予見可能性または結果回避義務が生じていると考えられることから、対象外**となります。

同様の理由により、**見物人や参加者が駐車していた車にボールを当てて傷つけてしまった場合も、対象外**となります。

同じスポーツの事故であっても、ボールが施設外へ飛び出して付近の民家のガラスを割ったような場合であれば、施設に瑕疵があった場合などを除き、対象になると考えられます。

Q12 町内会での清掃活動中に、蜂に刺されました。対象となりますか？

町内会の公益活動中に起きた事故のため、対象となります。

他にも、漆によるかぶれや、虫刺され等も対象となります。